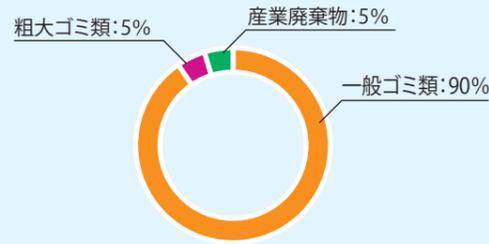


令和元年 川内川ゴミマップ(上流域①:伊佐市)

発見件数(平成30年度)

一般ゴミ類: 17件
粗大ゴミ類: 1件
産業廃棄物: 1件
合計: 19件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 1.0袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 1.0袋
ペットボトル 0.3袋
空缶・ビン類 0.5袋

※ゴミ袋は90Lを使用。

粗大ゴミ類
粗大ゴミ 1.0個

産業廃棄物類
建設廃材(土木・建築) 3.3㎡

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

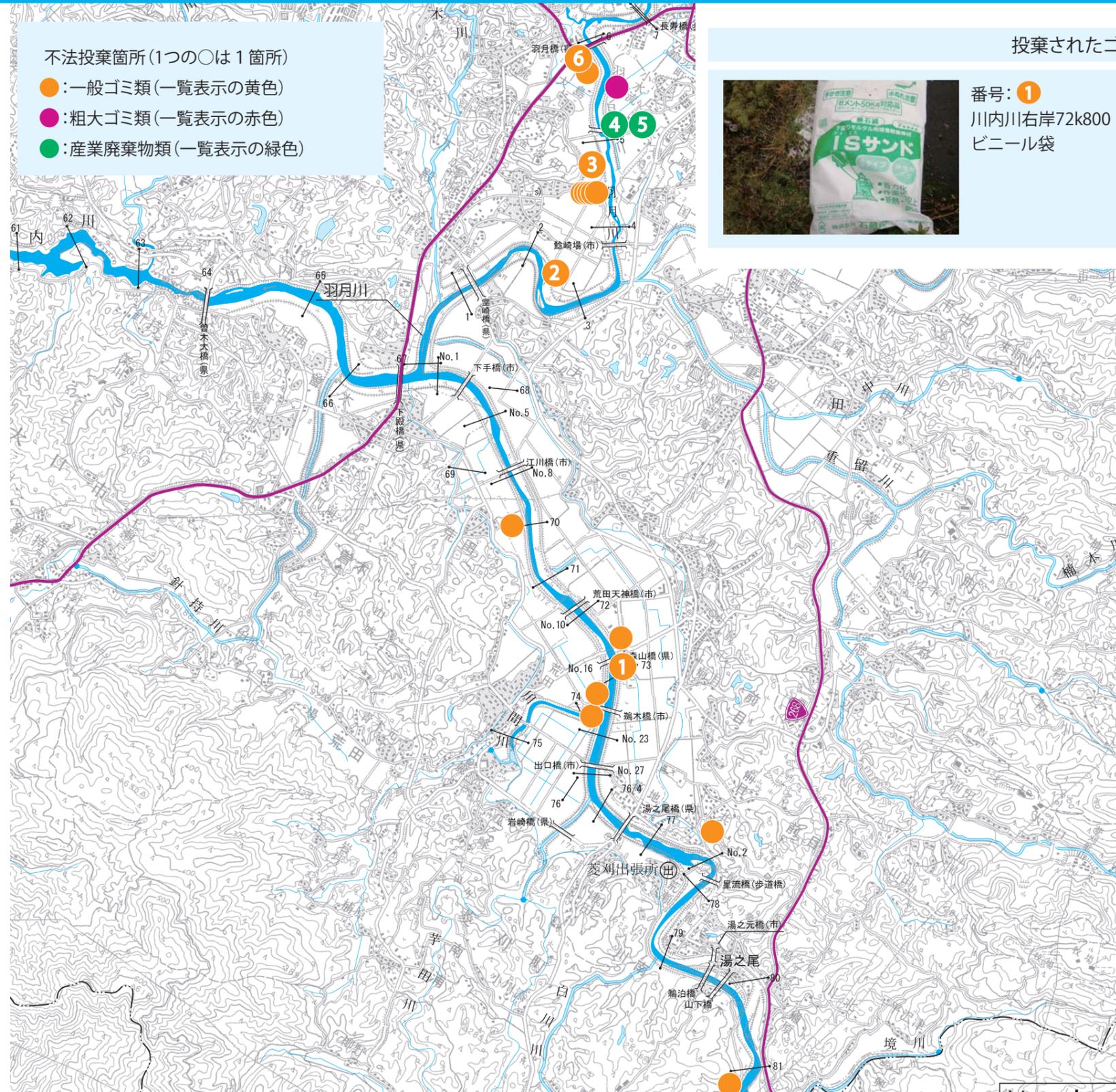
・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

●:一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
●:粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
●:産業廃棄物類(一覧表示の緑色)



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
川内川右岸72k800
ビニール袋



番号: ②
羽月川右岸4k600
ビニールゴミ等



番号: ③
羽月川右岸4k800
トレイ・ビニールゴミ



番号: ④
羽月川右岸5k000
コンクリート殻



番号: ⑤
羽月川右岸5k000
採石



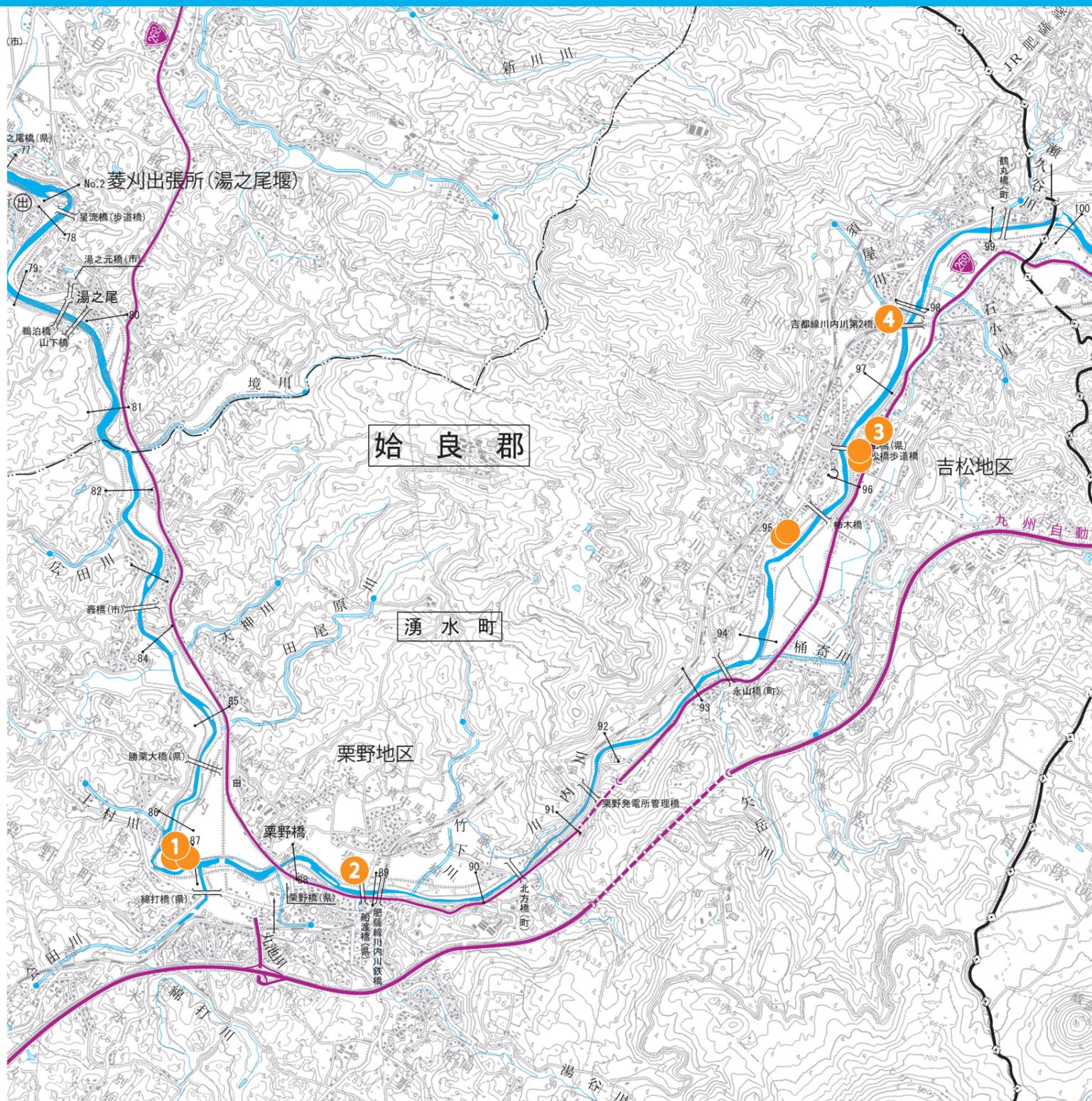
番号: ⑥
羽月川右岸6k000
車のマット

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

令和元年 川内川ゴミマップ(上流域②:湧水町)



- 不法投棄箇所(1つの○は1箇所)
- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
 - :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
 - :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類	
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	0.2袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	1.0袋
空き缶・ビン類	0.3袋

※ゴミ袋は90Lを使用。

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。

投棄されたゴミの写真(一部)

番号: ①
川内川右岸86 k 400
空き缶・空きビン

番号: ②
川内川右岸88 k 800
ビニールゴミ

番号: ③
川内川左岸96 k 600
段ボールゴミ

番号: ④
川内川右岸97 k 800
空き缶等

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

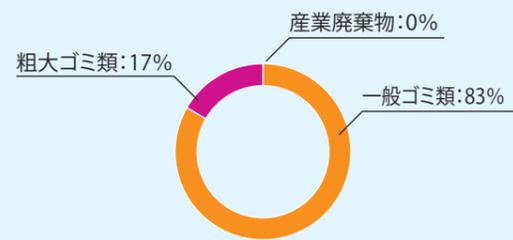
- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

令和元年 川内川ゴミマップ(上流域③:えびの市)

- 不法投棄箇所(1つの○は1箇所)
- :一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
 - :粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
 - :産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

発見件数(平成30年度)

一般ゴミ類: 10件
粗大ゴミ類: 2件
産業廃棄物: 0件
合計: 12件



発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 0.2袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 1.0袋
空缶・ビン類 1.9袋
※ゴミ袋は90Lを使用。

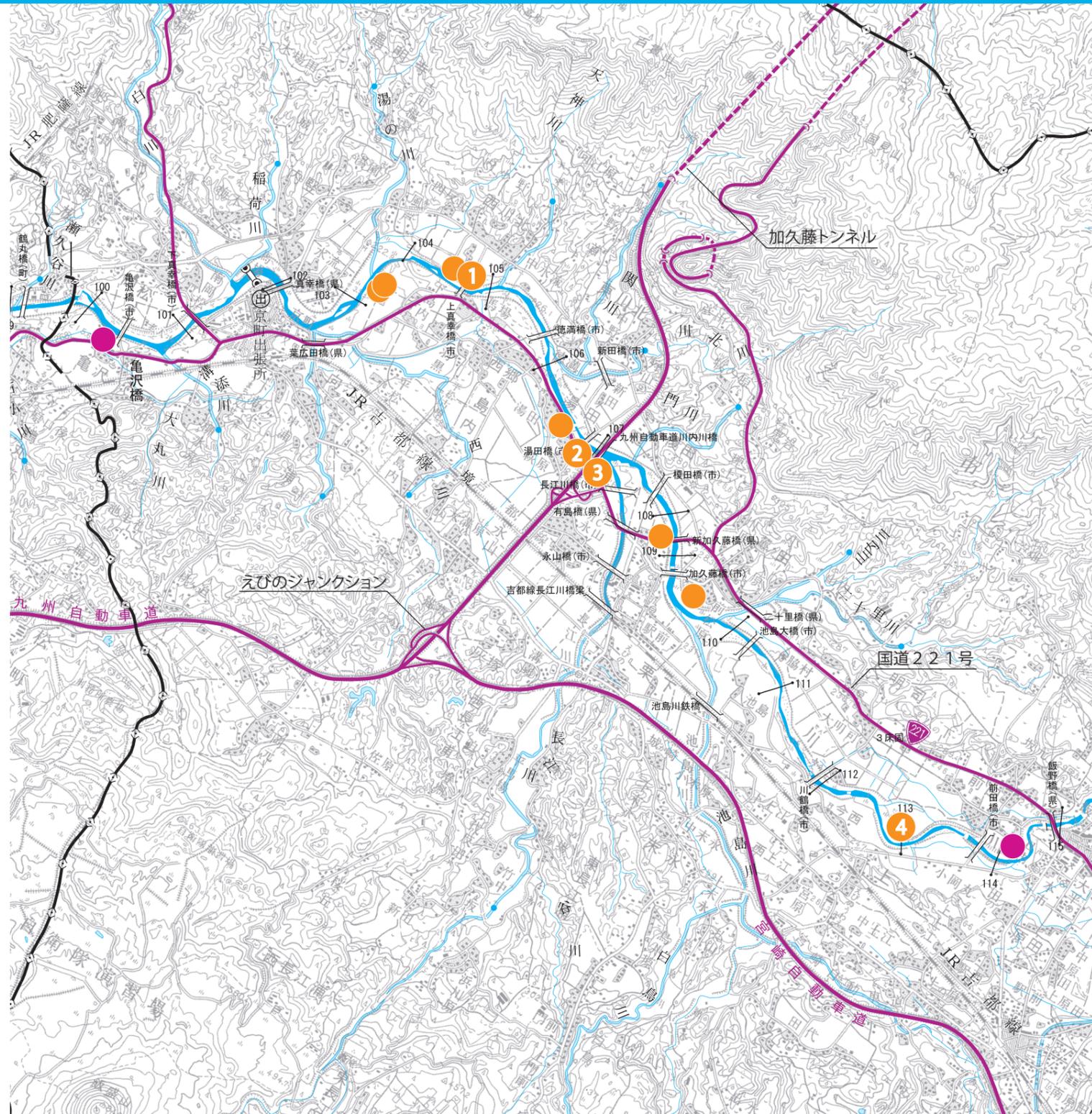
粗大ゴミ類
タイヤ 3.0本

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろんなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
川内川右岸104 k 800
空き缶等



番号: ②
川内川左岸107 k 000
ペットボトル等



番号: ③
川内川左岸107 k 000
ビニール等



番号: ④
川内川右岸113 k 000
空き缶等

国土交通省 川内川河川事務所

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)